

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第148期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 新家工業株式会社

【英訳名】 ARAYA INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 弘光

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 阪口 勉

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番12号

【電話番号】 (06)6253-0221 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 阪口 勉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第147期 第3四半期 連結累計期間	第148期 第3四半期 連結累計期間	第147期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	29,305	28,876	40,170
経常利益	(百万円)	549	274	949
四半期(当期)純利益	(百万円)	203	207	362
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	9	456	198
純資産額	(百万円)	21,450	19,559	21,584
総資産額	(百万円)	41,529	39,725	41,168
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	3.51	3.67	6.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	45.0	46.9	45.7

回次		第147期 第3四半期 連結会計期間	第148期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	1.19	2.59

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第147期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。なお、当社の連結子会社であるアラヤ特殊金属株式会社の株式について、少数株主よりその所有する株式の一部を追加取得いたしました。これにより当社の同社に対する議決権所有割合は85%となりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行っておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による経済活動の停滞から回復基調にあったものの、欧州の金融財政問題の深刻化が世界的な経済減速感となって新興国へも波及し、円高の長期化やタイの洪水災害の影響も加わり、景気は先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと鋼管業界におきましても、一般的に需要が落ち込んだなかで、一部に震災の復興に向けての需要回復が見られましたが、円高の定着、中国をはじめ新興国の経済成長の鈍化、タイの洪水による生産活動低下など経済環境の悪化により需要回復に力強さがありませんまま推移しました。

当社グループといたしましては、新規開拓などの販売活動とコスト低減に積極的に取り組み、生産量・販売量の確保と製品価格の是正・維持に努めましたが、需要低迷により市況軟化のなかで厳しい状況が続きました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は28,876百万円（前年同期比1.5%減）、営業利益263百万円（前年同期比50.4%減）、経常利益274百万円（前年同期比49.9%減）、四半期純利益は207百万円（前年同期比2.3%増）となりました。なお、第2四半期連結会計期間において、当社グループの鋼管・型鋼等の販売子会社の固定資産（土地及び建物）について、時価の下落による減損損失を特別損失に計上しました。また、同子会社の株式追加取得に伴う負ののれん発生益を特別利益に計上しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（鋼管関連）

普通鋼製品につきましては、震災後サプライチェーンの回復とともに自動車・電機関連では需要の回復が見られました。また、戸建住宅関連においては住宅エコポイントの効果もあって需要は堅調でありました。しかし、電力供給の制約、歴史的な円高による輸出減少と生産の海外移転、世界的な経済減速傾向、さらにタイの洪水被害も加わり、各種製造業や輸出関連業種向けの需要は伸び悩み、また、被災地の本格的な復興需要も遅れております。このように需要回復が足踏み状態にあって買い控え傾向が強く、原材料価格の変動を適正に反映しない激しい販売状況が続きました。

ステンレス製品につきましても、価格高騰が引き起こした震災前からのステンレス離れにより需要は大きく落ち込んでいましたが、さらに震災後、建材・設備投資関連とともに需要は減少したまま推移しました。その後、水処理・食品などの設備関連の一部に需要回復が見られましたが、設備関連全般としては低調であり、建材関連の需要は引き続き回復の兆しも見えない状況が続いております。また、ステンレス製品価格はニッケルや輸入材の価格変動に大きな影響を受けて不安定となっており、特に流通販売市場では需要減少・買い控えにより適正価格が通らない厳しい販売市況となりました。

この結果、当セグメントの売上高は27,568百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失は72百万円（前年同期は営業利益472百万円）となりました。

(自転車関連)

国内の自転車業界では、震災後、一般用自転車において一時的な需要の増加が見られましたが、廉価車中心の状態が続いており、販売台数は例年並みで推移しております。引き続き輸入自転車の比率が90%以上を占めており、一般用自転車の国内生産については減少が続いております。一方、スポーツ用自転車は健康・環境・省エネ意識の高まりと震災の影響による新規ユーザー層の形成もあって、需要は比較的好調でありました。しかし、冬場を迎えての季節的要因もあって、やや販売減少の傾向が見られます。

このような状況のもと電動アシスト自転車については、徐々に品揃えが多様化されたこともあって堅調な需要があり、これに採用されているステンレスリムの生産・販売も増加しましたが、景気回復が足踏み状態となつてからは伸び悩んでおります。軽合金リムについては海外子会社との連携によりスポーツ車向けの高付加価値品の新製品開発にも努めました。また、完成自転車においても、独自の商品企画力で好評を得ております「アラヤ」及び「ラレー」ブランドの輸入自転車の販売は、個人の所得環境が厳しいなか拡販に努め、販売を伸ばすことができました。

この結果、当セグメントの売上高は976百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益は38百万円（前年同期比3.2%増）となりました。

(不動産等賃貸)

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に安定した業績をあげております。

この結果、当セグメントの売上高は284百万円（前年同期比5.1%減）、営業利益は264百万円（前年同期比4.5%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。上場会社である当社の株式は、基本的に株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

二 取組みの具体的な内容

会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

- ・ 常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する
- ・ 公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する
- ・ 自然と調和し国際社会と共生する
- ・ お客様を大切に、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来100年を超える歴史の中で培われた製造技術、とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。また、全社でISOマネジメントシステム（品質・環境）を導入し、国際規格に適合した独自の基準・精度のもと、開発から設計、生産などの全工程で製品の品質保証を行い、提案制度や小集団活動などによる品質改善活動を進め、企業体質強化に注力しています。さらに、地球環境との調和・協調に貢献すべく、環境方針を定め事業活動の社会的な責任を果たす取組みを積極的に推進しています。

当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年3月25日開催の取締役会において、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を策定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、平成20年6月開催の第144期定時株主総会において「当社株券等の大量買付け等への対応策」の導入を決議し、有効期間を平成23年6月開催の定時株主総会の終結のときまでとしておりました。当社では、社会・経済情勢の変化、法令等の改正を踏まえて継続の是非も含め、その在り方について検討の結果、平成23年5月開催の取締役会において一部変更の上継続することを決議し、同年6月開催の定時株主総会で承認されました。（以下「本プラン」といいます。）

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所又は所在地等を記載した意向表明書並びに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手順の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会又は株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

本プランの合理性を高める取組み

- ・株主の皆様の意思を重視するものであること
- ・独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重していること
- ・対抗措置の発動要件の合理性、客観性を確保していること
- ・有効期間を3年としていること（所謂サンセット条項）
- ・デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策でないこと
- ・事前開示を充実させること

三 及び の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

ロ 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものではないこと

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。

このことは、本プランが、導入に際して株主総会決議による承認を得ることとしていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重していること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。

ハ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

なお、本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）並びに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日公表の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は42百万円であります。また、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,453,268	60,453,268	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株であります。
計	60,453,268	60,453,268		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日		60,453		3,940		4,155

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,873,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,338,000	56,338	
単元未満株式	普通株式 242,268		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	60,453,268		
総株主の議決権		56,338	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式928株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 新家工業株式会社	大阪市中央区 南船場二丁目12番12号	3,873,000		3,873,000	6.40
計		3,873,000		3,873,000	6.40

(注) 当第3四半期会計期間末（平成23年12月31日）の自己保有株式は3,875,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.41%）となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,247	5,764
受取手形及び売掛金	15,117	14,499
有価証券	1,605	1,506
商品及び製品	4,232	4,709
仕掛品	228	210
原材料及び貯蔵品	1,035	1,082
その他	545	432
貸倒引当金	415	419
流動資産合計	27,598	27,784
固定資産		
有形固定資産		
土地	4,689	3,877
その他(純額)	3,653	3,104
有形固定資産合計	8,342	6,981
無形固定資産		
	90	72
投資その他の資産		
投資有価証券	4,587	4,017
その他	566	874
貸倒引当金	16	5
投資その他の資産合計	5,137	4,887
固定資産合計	13,570	11,941
資産合計	41,168	39,725

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,034	11,603
短期借入金	5,076	5,164
未払法人税等	35	13
賞与引当金	331	162
災害損失引当金	220	-
その他	787	953
流動負債合計	17,484	17,897
固定負債		
退職給付引当金	1,221	1,412
役員退職慰労引当金	345	356
環境対策引当金	30	30
資産除去債務	6	6
その他	495	463
固定負債合計	2,098	2,269
負債合計	19,583	20,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,940	3,940
資本剰余金	4,155	4,155
利益剰余金	11,150	11,189
自己株式	599	599
株主資本合計	18,647	18,685
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	635	404
繰延ヘッジ損益	2	0
為替換算調整勘定	467	472
その他の包括利益累計額合計	169	67
少数株主持分	2,767	941
純資産合計	21,584	19,559
負債純資産合計	41,168	39,725

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	29,305	28,876
売上原価	25,088	25,022
売上総利益	4,216	3,853
販売費及び一般管理費	3,685	3,590
営業利益	531	263
営業外収益		
受取利息	8	6
受取配当金	86	98
仕入割引	15	15
雑収入	68	61
営業外収益合計	179	182
営業外費用		
支払利息	38	35
売上割引	12	14
退職給付会計基準変更時差異の処理額	92	100
雑支出	18	21
営業外費用合計	162	170
経常利益	549	274
特別利益		
固定資産売却益	1	0
投資有価証券売却益	18	-
負ののれん発生益	-	886
特別利益合計	19	886
特別損失		
固定資産売却損	4	-
固定資産除却損	9	4
減損損失	-	1,164
投資有価証券評価損	51	149
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	7	-
事業所再編費用	16	-
特別損失合計	89	1,318
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	479	157
法人税、住民税及び事業税	14	14
法人税等調整額	154	42
法人税等合計	168	56
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	310	214
少数株主利益又は少数株主損失()	107	421
四半期純利益	203	207

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	310	214
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	295	232
繰延ヘッジ損益	0	2
為替換算調整勘定	5	8
その他の包括利益合計	301	242
四半期包括利益	9	456
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	92	30
少数株主に係る四半期包括利益	102	426

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は45百万円減少し、その他有価証券評価差額金が31百万円、法人税等調整額が77百万円それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形		820百万円
支払手形		464百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	438百万円	405百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	87百万円	1円50銭	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	169百万円	3円	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	鋼管関連	自転車 関連	不動産等 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への売上高	28,102	846	300	29,248	56	29,305		29,305
セグメント間の 内部売上高又は振替高			32	32		32	32	
計	28,102	846	332	29,280	56	29,337	32	29,305
セグメント利益	472	37	277	787	48	738	207	531

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備、福祉機器の製造販売であります。
 2. セグメント利益の調整額は、すべて棚卸資産の調整によるものであります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	鋼管関連	自転車 関連	不動産等 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への売上高	27,568	976	284	28,830	46	28,876		28,876
セグメント間の 内部売上高又は振替高			32	32		32	32	
計	27,568	976	317	28,862	46	28,908	32	28,876
セグメント利益	72	38	264	231	25	206	57	263

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械設備、福祉機器の製造販売であります。
 2. セグメント利益の調整額は、すべて棚卸資産の調整によるものであります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「鋼管関連」セグメントにおいて、連結子会社が所有する一部の固定資産(土地及び建物)に時価の下落による減損の兆候が認められたため、その認識・測定を行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3半期連結累計期間においては1,164百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

「鋼管関連」セグメントにおいて、従来より連結子会社であるアラヤ特殊金属株式会社の株式について、機動的な運営と経営の迅速化を図るため、平成23年9月22日に少数株主よりその保有する株式40%のうち25%を追加取得したことによる負ののれん発生益を計上しました。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては886百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	3円51銭	3円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	203	207
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	203	207
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,889	56,579

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大西 康 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 山 謙 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新家工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。